

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第150号）（環境政策局地球温暖化対策室）

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

- 1 第2条第1項第6号ア中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改めます。
- 2 第50条第1項本文中「第4条第2項第3号ホ」を「第4条第2項第7号」に改めます。

この条例中第2条第1項の改正規定は平成26年4月1日から、第50条第1項の改正規定は公布の日から施行することとしました。

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第150号

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

京都市地球温暖化対策条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ア中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第50条第1項本文中「第4条第2項第3号ホ」を「第4条第2項第7号」に改める。

附 則

この条例中第2条第1項の改正規定は平成26年4月1日から、第50条第1項の改正規定は公布の日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)